

平成30年11月26日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 平成30年11月26日(月) 10時00分開会
11時20分閉会
- 3 場 所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 傍 聴 者 白石純一議員、報道機関1名
- 7 説 明 員
・企画調整課
課 長 山下 友治 君 課長補佐 寺地 英兼 君
- 8 会議に付した事件
・議案第51号 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不
均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
・議案第54号 川内原子力発電所1・2号機の継続稼働に関し阿久
根市民の民意を問う住民投票条例の制定について
・請願第1号 阿久根市による「障がい者青年学級」開設に関する
請願書
・所管事務調査について
- 9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第51号 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 川内原子力発電所1・2号機の継続稼働に関し阿久根市民の民意を問う住民投票条例の制定について、請願第1号 阿久根市による「障がい者青年学級」開設に関する請願書、以上、議案2件、請願1件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますが、今回は、議題ごとに審査を終わらせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、企画調整課の出席をお願いします。

(企画調整課入室)

○議案第51号 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第51号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第51号について、御説明申し上げます。今回の条例改正は、地域再生法及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等が定める省令が改正されたことにより、固定資産税の課税について、これまでの不均一課税に加えて、課税免除を行うことができることとするものであります。事業者が県の地域再生計画により規定された地方活力向上地域において、東京23区からの本社機能を移転する移転型事業や、地方にある本社機能等の拡充等を行う拡充型事業を行う場合、これまで固定資産税の不均一課税を行うことができるとされておりました。これは、不均一課税を行った場合に地方交付税の減収補填がされることから制度化していたものであります。今回、関係法令の改正により、移転型事業について、課税免除を行った場合にも、同様に補填されることとなったため、同事業について課税免除を行うことができることとするものであります。

それでは条例の主な内容について、議案参考により御説明申し上げます。条例議案等参考の2ページをお開きください。初めに、第2条に第10号として課税免除及び不均一課税を合わせて特別措置とする定義規定を追加しております。そして、このことにより、条例中の不均一課税の文言を特別措置に改めております。次に、第3条の改正は、特別措置の内容として、固定資産税について移転型事業には課税免除を、拡充型事業には不均一課税を行うことができることとするものであります。次に第4条の改正は、特別措置の期間及び税率であります。期間はこれまで同様3年間とし、税率は不均一課税の場合のみ定めるものであります。最後に、改正附則であります。議案書の17ページをごらんください。第1項は施行期日を交付の日とし、第2項は改正後の条例を法律等の施行日である6月1日以後の新設、

増設に係る固定資産税について適用しようとするものであります。なお、現在、この制度による措置を受けている事業者はありません。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願います。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

本会議では阿久根市にはこの該当する施設はないということでしたけど、そういうことでしょうか。

山下企画調整課長

先ほど説明でも申し上げましたように、現在、この事業の対象となっている事業者はいらっしゃいません。今のところ見込みもないということでございます。

渡辺久治委員

わかりやすく言えば、どんな事業所が該当するんですか。教えてもらえますか。

山下企画調整課長

説明の中でも申し上げましたが、東京23区から阿久根市内の、これは県の計画で定められた地域になりますけれども、本社機能を移転するような場合、これは移転型事業と言います。この場合が課税免除の対象となります。それから従前も、現在もそうでありましてけれども、市内の一定の区域において本社機能を拡充するような場合、これは不均一課税の対象となります。この対象となるこの条例の制度では、オフィスや研究、研修施設を対象にしておりますが、業種にも特に限定がございません。しかしながら、私どものこの阿久根市においては、現在対象となる事業者は見込んでいないところでございます。なお、この制度と同様な制度として、阿久根市は過疎地域でございますから、産業開発促進条例に基づく特別措置という制度がございます。これは市内において工場等を新設したり、増設したりする場合には、この条例の適用を受けていらっしゃいます。これまでも適用された事例等がございます。こちらについては、現在、議案となっているこの条例よりも手続等が市への指定申請等のみで可能になってまいります。業種としては限定されておりますが、こちらの制度の活用をなされていることもあり、今回、出しているこの条例での対象事例というのは見込まれないという、こういうことでございます。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第51号について、質疑を終結します。

(企画調整課退室)

大田重男委員長

それでは、これから議案第51号について、採決に移りますが、討議、討論、採決の順番に進めますので、議案に関しての賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、議案第51号について、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第51号 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第54号 川内原子力発電所1・2号機の継続稼働に関し阿久根市民の民意を問う住民投票条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第54号を議題とし、審査に入ります。

提案者の説明を求めます。

渡辺久治委員

提案理由は本会議で述べたとおりでありますので、あえて詳しくは申しませんが、本条例自体は完全なものではないかもしれませんが、事務局と総務課のチェックと修正を経ております。そういう意味では法的な正当性等は保たれているというふうに私は思っておりますので、審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

大田重男委員長

これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

本会議の中でいろんなこの文章は不適切ではないかという投げかけが多くあったんですけども、その対応としてはどうお考えでしょうか。

渡辺久治委員

不適切な部分もあるやもしれませんが、先ほど申し上げましたように、事務局、総務課のチェックを受けておりますので、法的なあれは問題ないと思いますので、賛同いただければありがたいと思っております。

木下孝行委員

今、提案の説明の中で、この前の本会議での質問を受けて、提案者が完全ではないということ認識されているということでございますが、大事な条例案でございますので、そういった認識で出されるということはいかなるものかなというふうに私は個人的には思います。あくまで原案に関しての審査をしなければいかんということでございますので、そのように提出者がある意味不備を認めながらこれを審査するというのはどんなものかなというふうな思いもしているところございます。その点で、先ほど提案者の方はそういう中でもこれを審議してほしいという御意向でございますけど、その点については私はちょっとどうなのかなというふうな思いもしているところでございますが、質問ということで、実際に、この前の本会議での質問の中でもありましたけど、私のほうも本会議を聞いておまして、九州電力のほうでこの1号機の継続問題に関して何らまだ提案であったり、通達であったり、そういった行動がない中で、先走るような形でこういったことをやるということがどうなのかなというふうに思って聞いておりました。その点、提案者はどのように考えておりますか。再度お

聞きしたいと思います。

渡辺久治委員

まず、最初のほうで、私自身がこれに不備があると思っっているわけではありません。ただし、私の不徳のいたすところですから、つくったのにいろんな不備があるやもしれないというところは、法的なあれがあるかもしれませんので、チェックを受けたということは言っているわけでありませぬ。私自身が、不備があると言っっているわけではありません。それから、今、計画に関してそのような論議がなされていないのではないかとということですが、論議はなされていなくても、阿久根市民はやはり原発から30キロ圏内にいるわけですから、一旦事故があれば福島を見ても明らかなおお、無事では済まないという可能性が非常に高いわけですので、これはときを選ばずしてこういう住民投票条例というのはしていくべきだと考えております。以上です。

[発言する者あり]

大田重男委員長

休憩します。

(休憩 10:15～10:17)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

濱之上大成委員

高レベル放射性廃棄物の最終処分場等についてもですね、同じことが言えるんですけども、まだ国の取り組みとか社会全体での議論の推移を見守っていく状況にあるんじゃないかなというふうには思っっているわけだ。そして、自治体として何らかの行動を起こすべき段階にあるとは、まだ、ちょっと時期尚早ではないかなというふうには思っますので、この状況の中において、私としてはまだまだ先ほどの本会議での質疑応答を見ましても、出したこと自体には敬意を表するわけだ。でも、まだまだ不備な部分も多いので、そこはひとつゆっくりと考えるべきことじゃないかなというふうには私は、意見としては申し上げたい。以上です。

大田重男委員長

質疑のほうは、もういいですか。

濱田洋一委員

この住民投票条例の中身について、この前の本会議でもいろいろ質問があったんですけども、重複する点もあろうかと思っますが、幾つか質問をさせていただきます。まず、この第7条であります、7条の2項にあります継続稼働に賛成の者は賛成の欄に、継続稼働に反対の者は反対の欄に、また40年の耐用年数経過後の稼働に反対の者は耐用年数経過後の稼働反対の欄に、というふうに記載してございませぬけれども、川内原子力発電所は現在、稼働中ということでありませぬ。そうした中で、40年まではこのままで、またそれ以降については反対との意思を示される部分もあろうかと思っんです。そうした中で、この投票方法においては、やはり住民が理解しにくい部分も出てくるのではないかなと思っられますけれども。それとですね、本来、住民の意思を明確に問う場合については、現在稼働中の川内原子力発電所1・2号機の稼働について賛成か反対か。また別の枠でですね、別の枠といひませぬ、これとは全く別に40年以降の稼働延長について賛成なのか反対なのかを問う住民投

票を分けてすべきではないかなと、もし、やるのであればですね。そのほうが住民の意思を明確に問うことができるのではないかなと思うんですが、そこら辺についてどうでしょうか。

渡辺久治委員

この3つのうちに、複数に丸をすることが幾つかあればそれでも、そういうものが必要ですけれども、3つのうちに1つしか丸を選ぶことができないわけです。ということは、継続稼働するか、今の時点での継続稼働に賛成か、今の継続稼働に反対か、40年後に反対かという、それは3つにきれいに分けられるわけですね。そのうちの1つに入れればいいわけですから、それで私はいいと考えております。以上です。

濱田洋一委員

継続稼働というのがですよ、今現在、稼働しているのをそのまま継続にしていけるのか、またはこの40年の耐用年数経過後の稼働という2つの、全然違う意味合いの部分があるかなと思うんですよ。そうしたときに、住民の方々がそれをはっきり意思をですね、明確に、そういう住民投票を行った場合に、できるのかどうなのかという、ちょっと疑義があるんですけれども。

渡辺久治委員

現在の継続稼働に反対の人は、まず1番のほうにやると思います。現在のものに賛成で、40年後には反対の人は3番のあれに丸するというふうに考えれば、別にそれが疑義はないと、生じないと私は思いますけど。

濱田洋一委員

私としては、この7条の2項の方法の部分でどうかなと思いましたので質問させていただきました。そしてもう1点ですが、第15条ですね、投票結果の尊重ということでありませうけれども、市長は住民投票が成立したときはその結果を尊重し、市民の意思が速やかに市政の内外に反映されるよう努力しなければならないとありますけれども、市政の内外に反映されるよう努力しなければならないと、具体的にどのような内容をお考えですか。

渡辺久治委員

これが可決された場合は、何らかの住民投票の結果が出ますよね。もちろん、それはどんな結果になるかわからないんですけれども、その結果に対していろんな、例えばそのときはマスコミにも報道されるでしょうし、国や県からのこの原発稼働に関するいろんな意見とかそういう場があると思います。そういうときに、住民投票の結果を尊重した、遵守した言動なり行動なり、議会の行動なりをしていただきたいということでもあります。

濱田洋一委員

先ほど来、この条例について不備があるのではないかなとか、このままでいいのかといういろいろ議論されていますけれども、この住民投票条例ということにつきましては、あくまでも反対するものではありません。ただ、今、私が質問しましたように、幾つかの疑問というか、実際、住民投票をやるとした場合について、市民、住民の方々が十分な理解をしていただいて、みずからの意思を明確にできるのかなというふうなちょっと疑問するところがありますので、そこら辺というのをどうなのかなという考えではあります。

渡辺久治委員

おっしゃるとおりだと思います、私も。その辺はなかなか難しいところだと思います。ですから、いろんな温度差があると思います、市民の方々にですね。温度差を、例えば文章で書いてもらうとか、選択肢をたくさんするとかする方法も考えられますけど、それでは明確な原発に対する住民の方々の意見というか、それが、世論が出ないということがありますの

で、この3つに分けたわけでありませう。これは、いへばいろいろな選好肢がある、温度差がある中ではこの3つに絞りましたよということ、私はそれに対してはしようがないんじゃないかなというふうには思っています。以上です。

竹原恵美委員

まず、60年の運転の話がないという御意見があった、本会議でもありましたし、今もありますけれども、

[発言する者あり]

延長の話ですね、それは、九電の瓜生社長が2015年11月に取材を、記者の取材を受けたときに60年運転を目指すという発言を既にして、ネット上でもニュースに上がっていました、その意思があると。そして、それに対してはまだ動きがないという御意見がありますけれども、原発は40年が経過する日の1年3カ月前から、1年前までの3カ月間に施設側から延長したい期間を申し出て動きが始まるものであり、現在で出せるものではない。ただし、社長は既に60年運転を目指すという発言をしている以上、阿久根市がそれに対して無知である状態のまま、その日を迎える必要はないだろう。今の提案としては意味があると私は思っています。ただ、質問の仕方にですね、疑問が2つありまして、7条の2、やっぱり7条の2なんですけれども、川内原子力発電所1・2号機の継続稼働に賛成の者は丸、継続稼働に反対の者は反対に丸、40年の耐用年経過後の稼働に反対というのは、最初の稼働と40年後の稼働というのが、これ2つじゃないのということになりがちな言葉になってはいないだろうかと思ひまして、その点は例へば聞き方を1つは川内原発の稼働をとめるべき。そしてもう1つは運転期間、これ耐用年数という言葉はどこにも使われてないと思ひます。前提として運転期間として40年というのが前提にあるようで、耐用年数という言葉は、私は正直見たことはないところではあります。その点において、運転期間40年、1号機はあと6年です。2号機はあと7年までの稼働でとめるべき。3番目は運転期間40年を延長して稼働してよい、というぐらひの聞き方なりで分けていったほうが2つ丸ができるのについてというアイデアは出にくいのではないかと御提案をしたいと思ひます。

そしてもう1つですが、13条、総数の2分の1に満たないときは成立しない、つまり開示しないということに文章はしていますけれども、他市の既に行われた、それは市長提案で行われた住民投票がありまして、その中に13条のところは、「市議会及び市長は投票資格の半数以上の投票目指し、広報その他の手段により投票資格者の投票を促すよう努めるものとする」という文章で閉めているところもありました。決して2分の1あるから、じゃあ原発とめましようとかとめないとか、そんな話をそもそも3択なので、半数あるから価値が出るという聞き方ではないと思ひます。それよりも、投票されたものに対して開示をするということは150万使って実行したのですから結果は求める。もう1つ言うと、何かの選挙とかましたからといって、同じ場所で同じように同じ人数だけ投票されるとは限らないようです。選挙のときにはそこに、同じように箱を置くという仕組みにならないことも考えられますので、同じように、選挙と同じ数を投票される可能性はないかもしれません。そのときに、半分の方が別の隣の部屋なり、隣の箱に移動するかどうかはもともと、もくろんだような文章の必要はなくって、努める、市長、議会は努めるという文章なりに変えてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

大田重男委員長

渡辺委員、今の質問はわかった。

渡辺久治委員

おっしゃることはわかります。もっものところもあると思います。であります、今のこの時点でこれが修正というものに関しては、また先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、それによっていろんな遅れが生じて、4日の採決に間に合わないというようなことを私は一番危惧しますので、この前向きな修正がそういうので間に合う段階ができるのであれば、それは受け入れる余地もありますが、というところにとめたいと思います。以上です。

濱之上大成委員

ちょっと異議あり。そういう状況の中で条例を出すということ自体に私は疑問を感じる。なぜならばですね、あなたのやり取りを聞いてたら、稼働ありという、稼働なしというのを求める条例みたいに聞こえないでもないんだが、そのことで理解していいですか。

渡辺久治委員

稼働あり、稼働なしと40年以上の稼働なしであります。以上です。

濱之上大成委員

私の質問はですね、稼働なしを求める条例に近いということで理解していいですか。

渡辺久治委員

住民の民意を知るための投票条例であります。以上です。

竹原恵美委員

引き続きお尋ねしますが、おっしゃるように、職員には聞いた、執行部のほうには聞いた、それが全てではないかもしれないとおっしゃる上で、やはり提案は完全なもので出していきたい。その意思がある人が修正して出していきたいと思うのですが、時間的な問題をおっしゃっても、不完全なものを後押しすることは恐らく難しいであろうと私は推測します。内容に対しては価値があると思いつつも、不完全なままで可決するというのは私も難しいと感じてはいるところですが、提案の修正、4日までにできる修正をかけてはいかがでしょうか。

渡辺久治委員

私はこの条例でいっていただきたいというふうに思っております。それはもう多少なあれであり、これで住民の民意は十分に諮れるというふうに考えております。以上です。

木下孝行委員

条例案については、いろいろ私のほうも不備があるところが結構あるんですけど、7条は皆さんおっしゃっているようなところも含めてですし、期日前の期日はしっかりと示したものがあってもいいのかなとも思いますし、やっぱり質問とすればですね、住民投票に関する運動、11条の部分で提案者は市長選挙もしくは県議選、市議選、従前の議員選挙、首長選挙と併用で行いたいというようなお話をされました。公費節約のためにそのほうがいだろうということで提案されたと思うんですが、従前の選挙運動と原発の継続を、問題を一緒にするということは、そういった自由とする選挙運動の範囲からちょっとかわった形での選挙運動になる形も考えられると思いますし、また、13条で住民投票の数が総数の2分の1に満たないときは成立しないものということで、ある意味、今、竹原委員とは全く真逆なんですけれども、従前の県議選、市議選、首長選挙で投票率は60%前後、阿久根は最低でもいっている状態であれば、そのときに行うということは、投票に行った方が必ず同じようにその投票をしてくれたら2分の1は確実にあるということでございます。そこを考えれば、純粹にこのことを問うのであれば、予算関係なく私はこの住民投票だけで投票をするようにもっていくことが本当の真意を、市民の関心であり真意を問う数が確実にわかりつつ、その賛

成、反対もわかる、そういった考え方が私はベストじゃないかなと思いますけども、その点はどう思いますか。

渡辺久治委員

今、議長のおっしゃるとおりだと思います。それはですね、私も、でありますから、これは別に通常の選挙と一緒にするというを別に期待しているわけではありません。どこを見てもそれは書いてありません。ですから、これを市長の、あとは市長が決めることです、いつするかですね。執行部が決めることであります。ですから、それはそれであるとして、私が言ったのは、740万円単独でやればかかるのと、150万円かかるという、その差があった場合、いろんな市民の方からの意見も、節約するのじゃないかというものがあるのを考えてそれは言った、提案理由で言ったわけで、この条例自体で縛っているわけではないということは申し上げております。

木下孝行委員

この前、本会議場ではそういう言い方をされたものだから、そういう考えかなというふうに私も思って質問をしたんですが、そういうことも踏まえればですね、やはり最初に申しましたように、やはり九州電力、先ほど3カ月前に九州電力がそういう告示といいますか、方向性を発表するというような話もございましたけど、それは決まったということの確証が私はあるものとは思っていないですけれども、やはり九州電力が明確に何年継続とか、そういった期日を明確に発表したときに私はこういういった条例はやはりきちっと出してやるべきであろうかなと。予算に対しても、確実にそういった大きな担保するしっかりとした明確な、そういった期日が見えてからのほうが市民にもわかりやすいし、説得もあるのかなと思いますが、そこはどうですか。

渡辺久治委員

私は、それは、事故は待つてはくれません。いつ事故があるか、いつどんな小さな事故もあるかわからないわけです。だからといって、いろんなあれを、あるときにすべきだとか、九州電力が何かの動きをしたときにすべきとか、そういう問題じゃなくて、やはりこれは常日ごろ、阿久根市民の住民の方の意向を聞くチャンスがあればいつでも聞くべきだというふうに私は考えております。以上です。

[発言する者あり]

大田重男委員長

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、議案第54号について委員からの意見等があればお願いします。

竹原恵美委員

私は、九電がその意思を、発言なりしておられるところ、近隣立地として丸腰でその日を迎える。そのときになったら時間がない状態で、またその方法、ほかの方法として議会が40年以降はさせない、してほしくないというような意見を出すということも今、わからない、全くわからないところで、住民が意思を表明するというには価値があるだろうと思いますが、内容を変えられないという上では、聞き方自体が1番と3番はかぶってしまう。稼働に賛成、40年後の稼働に今現在なのか。40年まではいいよという言葉のやりくりが正直、言葉が難しい。提案の内容を変えていただかなければ、趣旨採択ではいかがかと、できないんだ。私は、このままでは委員会でもんでいただければ、もう少し時間をかけて文章と一緒に合わせていくということ、ぜひしていただきたい。きょうはもうこれで閉めて、表決せずにおいて、皆さん価値はあるとおっしゃっていただいたのであれば、整合性のとれ

ない部分を一緒に合わせて一つの提案をしては、阿久根市議会としてはいかがでしょうか。

大田重男委員長

ほかに。

木下孝行委員

私は、提案者から今、いろいろ意見を聞きましたけども、この条例に関しては、かなりの不足する部分が多いということと、提案者の方がこの原案にもこだわっていきたいという意思もございまして、この提案に関して私もかなりの不備があると思いますし、また時期も尚早というようなこともあり、予算を出してやるということも踏まえてこの条例案に対しては賛成できないのかなというふうに思います。

大田重男委員長

それでは意見ないですね。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討議、討論、採決の順番に進めますので、議案についての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、議案第54号について、討議に入ります。

竹原恵美委員

きょう表決をするだけにいくんでしょうか。それともいろんな提案をしていただいて委員会で再度まとめませんか。いかがですか。

大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 10:43～10:45)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

賛成の立場で討論いたします。法律や条例、不備のあるものは幾らでもあります。そして、意図的につくった変なものやら、うっかりつくったものも今もたくさんありますよ、実際。そしてですね、そのままになっているというのは、政治家が全くそれに手をつけないことが一番の問題なんです。議会でも議員が提案して条例を決めるなんてめったにないことです。ですから、出された議案の不備の点をつついて潰してしまうのではなくて、通した上で修正の機会もありますので、まだ。そして、このまま否決してしまうと、また今度何かを出そうというモチベーションがもう上がらなくなるんですね。お互い議員同士、励まして政治にかかわるといかな、条例などをつくっていく、そういうことを、体制をつくっていくべきだと思うんですよ。この件に関してです、通せばいいんですよ。通して、通った後に市民の皆さん、こんな条例ができましたのでということで知らせる活動も始める。そして、この文言じゃまずいじゃないかと言えば、また次の機会もありますので、実施までの間に。つくることができるので、今回はこれを通して、みんなで取り組んでみるというのが正しいやり

方だと私は思いますよ。終わります。

木下孝行委員

今の意見でございますけれども、市の大事な議員提案でする条例をですね、気持ちを大事にしてやらないかんというような考え方では、私はこういうのは全く本末転倒じゃないかなと思います。だから、我々はやっぱりできるだけ出すんであればしっかりしたものを出さないといけないと。こうして本会議、また委員会でもそういった指摘があるにもかかわらず、それをそのまま通していくというような格好での、そういう判断は決してするべきではないと思っておりますので、今回、原案に対して提案者がそういった考えでおられるということでございますので、私のほうはまだ十分じゃない条例案、そして状況的にも時期尚早というようなことも、全てを含めまして反対をしたいと思います。

渡辺久治委員

私は賛成の立場で討論いたします。いろんな御意見があるでしょうが、大事なことは住民の意思をいかに聞く場を設けるかということであります。それに関して、この条例はいろんなことを言われますけれども、それには十分に値する条例であると自分では思っておりますので、ぜひ賛同をしていただきたいと思いますと思っております。以上です。

濱田洋一委員

この原案につきましてはですね、反対というふうに考えております。それはなぜかというのは、先ほど来、提出者のほうからもありましたけれども、やはり、この投票の方法等においてですね、やはり不備が生じていると。それで、住民の意思を明確に問うとした場合には、しっかりとした、住民の方々がわかる、そういった投票の方法というのが、やはり大事な住民投票ということですから、この原案に対しては不備が見られるということで反対とさせていただきますと思います。以上です。

西田数市委員

賛成の立場から申します。私は、阿久根市民に問うべきと思っておりますから、賛成します。

竹原恵美委員

提案の価値は強く感じてはいるのですが、2つに丸をしたくなるような文章の投げかけでは、後で修正すればいいという条例を決めることは正直難しいです。再度、提案していただくことを願って反対をいたします。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかになければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第54号、川内原子力発電所1・2号機の継続稼働に関し阿久根市民の民意を問う住民投票条例の制定について、可決すべきものと決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手少数と認めます。

よって、本案は否決すべきものと決しました。

暫時休憩に入ります。

(休憩 10:51～10:59)

○請願第1号 阿久根市による「障がい者青年学級」開設に関する請願書

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、請願第1号を議題とし、審査に入ります。

なお、本請願の提出者から、補足資料及び参考資料の提出があり、各議員に配布してありますので、御確認をお願いいたします。

ここで、紹介議員であります西田委員に本請願について、説明があればお願いいたします。

西田数市委員

私は、この阿久根障がい者青年学級の支援スタッフとして、今回、紹介議員になりました。実は、私もこの障がい者とは縁がなく、たまたま創立式に来賓で間違って行って、それがきっかけで、

[発言する者あり]

それで、2年半以上、今一緒に、ともに障害の子供たちと活動をやっているところなんです。私もいろいろと色々な行政、また警察、消防署、いろいろな人に手助けをもらいながら支援活動を行っているところです。それが個人でやっている団体なものですから、会員もふえない、ちょっと行き詰まりの方向になってきたものですから、養護学校の先生からの案としてこういうことを市に求めたらどうですかという相談がありました。難しい説明はできませんが、提出者の方があした、参考人で、

[発言する者あり]

にしてもらえればという話なんだけれども。提出者に詳しい説明をしてもらいたと思いますが、どうでしょうか。

大田重男委員長

ただいま、西田委員の説明がありました。それではですね、本請願の審査等について、委員からの御意見等あればお願いいたします。

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 11:02～11:08)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま、委員から提出者を呼び、また所管課を呼んでですね、説明を受けたいとの意見がありますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、本請願については提出者並びに所管課を呼んで審査することに決しました。

なお、請願提出者から事前に、本委員会から出席要請がある場合は、あす、27日が都合がよいとの連絡がきております。

したがって、あす、改めて委員会を開催したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

○所管事務調査について

大田重男委員長

次に、本委員会の所管事務調査についてを議題とします。

本委員会では、災害対策について、再生可能エネルギー及び特別支援教育に関して調査を
してまいりました。

先の委員会では、意見を集約させていただくこととしておりましたが、各委員の御意見をお伺いします。

休憩に入ります。

(休憩 11:09～11:09)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

西田数市委員

私は、青年学級、今、東京の町田市が今、10何年前からやっていますので、そこに所管調査に行きたいと思いますがどうでしょうか。

大田重男委員長

町田市じゃなくて、例えば、今やっているのがこういった関連のやつを、施設を調査したいとか。

[発言する者あり]

ちょっと休憩入ります。

(休憩 11:10～11:11)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

木下孝行委員

今回の請願書に関しての今後するかしないかは、あした意見を聞いて、そこで決めたほうがいいんじゃないですか。まだここの中で決めるのは早いんじゃないですか。

[発言する者あり]

濱之上大成委員

所管事務調査というのが、過去の今までの継続しているこういう状況をどうするかということですか。そういうふうに言わないと勘違いされて。

大田重男委員長

さっき言ったのは、まだ調査先があるのかとか、そういうこと。

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 11:11～11:12)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

木下孝行委員

私のほうは、今までの審査項目について、学校の適正化に関する、そこは継続してよろしいかと思えます。そしてまた、できたら3月のことになりませうけれども、これは次に新しい委員の人たちにも継続してこの問題を取り上げていってもらいたいなというふうに思えます。あとはもう、審査は今回でいいのかなど。あと、きょう出ました請願の部分については、この委員会で審査後に判断をして、継続していくならいくという、調査項目に載せていくということを諮ったほうがいいんじゃないかなというふうには思えます。

西田数市委員

特別支援教育のほうは外すということですね、今の。

[発言する者あり]

私は、特別支援教育もそのまま継続でももらいたいと思えます。

竹原恵美委員

疑問なんですけれども、次の委員会、新しい委員会の話はその方たちでテーマをお決めになるのであって、引き渡しをするという前提ではないし、3月にはまとめる、委員長がまとめられることを、全てのまとめをされることを願います。

木下孝行委員

次の任期の委員の、新しい委員で決めるんですけれども、委員会の委員長の報告として最後にそういった申し送りをするという、そういう形をとってもらいたいということを私は今言った。

[発言する者あり]

大田重男委員長

2年前のあれでも、やっぱりそれをやってるんですよ、申し送りを。

[発言する者あり]

竹原信一委員

今の段階で所管事務調査をどうするか、今までのまんま持っていったいいんじゃないですか。3月で終わるときにやるんじゃないかと、今やればいいわけで、今はこのまま引きずっていかばいいんじゃないかと思えますけれども、全部。

大田重男委員長

ちょっと休憩入ります。

(休憩 11:15～11:18)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします

先ほど、所管事務調査、今までの項目を終了するという話もあります。それでまた、あした西田議員が提出している障がい者青年学級、この関係の調査もありますから、一応、今までの本委員会での災害対策、再生可能エネルギー及び特別支援教育についての調査は終了し、今後、あしたの委員会の中でまた継続審査の中で新たに出てくると思えますから、そのようにあした決めたいと思えますけど、異議ありませんか。

[発言する者あり]

以上で予定しておりました日程は終了しました。

本日、議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告及び議会だよりの総務文教委員会に関する原稿につきましては、委員長に御一任願いたいと思えますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で本日の総務文教委員会を散会いたします。

あすは午前10時から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

(散 会 11時20分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男